

平成30年度

第3回玉村町総合教育会議会議録

平成31年1月25日（金）

平成30年度 第3回玉村町総合教育会議 会議録

平成31年1月25日（金曜日）

議 題

- (1) 玉村町教育大綱の策定について
 - (2) その他
-

出席者

町 長	角 田 紘 二
教育委員会 教育長	角 田 博 之
教育長職務代理者	五十嵐 英博
委 員	齋 藤 玲 子
委 員	田 中 美 鶴
委 員	田 村 恭 一

欠席者 なし

説明のため出席した者

学校教育課長	大 堀 泰 弘
庶務係長	重 田 勢 津 子

事務局職員出席者

総務課 行政係長	松 田 純 一
----------	---------

○開 会

午後3時00分開会

◇事務局（松田純一） 全員揃いましたので、ただいまより平成30年度第3回玉村町総合教育会議を開会したいと思います。はじめに角田町長よりあいさつをお願いいたします。



○あいさつ

◇町長（角田紘二） みなさんこんにちは。今日は第3回目の玉村町総合教育会議ということで、教育委員会も新しい委員の方が入りまして、総合教育会議におきましてもよろしくお願ひしたいと思います。今日の議題にあります教育大綱につきましては、昨年7月よりご審議いただき、事務局でも色々皆さんのご意見を伺い、本日の案ができたわけでございますけれども、最初にそれぞれの自治体の教育大綱を参考に見せていただいた時には、どうなっていくのだろうと思いましたが、皆さんのご協力のもとで、大変平易な言葉で書いてあるというふうに思いますけれども、非常にわかりやすく、そして皆さんの意見の一致をみるような、そして今後それぞれのところでこの教育大綱を目標として教育ができる内容になっているのではないかと、私伺っております。今日も最後の審議をいただくということでございますけれども、よろしくお願ひいたします。

◇事務局（松田純一） 続きまして、角田教育長からごあいさつをお願いいたします。

◇教育長（角田博之） こんにちは。今日は大変お世話になります。学校のほうでは冬休みが終わって、児童生徒が学校のほうに帰ってきたわけでございますけれども、現在インフルエンザが大変流行しておりまして、特に南小学校では普通学級12学級中の8学級が学級閉鎖とすることで、学年閉鎖もあり、非常に流行っている状況です。中央小でも1クラス、2クラス出てきております。これから小学校のほうで広がっていきってしまうかなという懸念があるのですけれども、学校のほうでは手洗いうがい、あるいはマスクの着用等で予防に力をいれてもらっているところです。その関係もありまして、明後日の町の上毛カルタ大会、こちらのほうも中止ということで、残念ながら実施できないことになりました。そういった中、学校、生涯学習もそうですけれども、今年度の総括をしながら、来年度の3学期制のもとでの教育課程の編成に入っているところであります。現在事務局におきましても、来年度に向けて着々と準備を進めているところです。そうした中、その大もとになるのが玉村町教育大綱だと考えておりますので、玉村町らしい教育大綱ができることを願っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

◇事務局（松田純一） ありがとうございます。では議題に入る前に、今日の資料の確認をしたいと思います。お手元にクリップで留まっております。まず資料1としまして、今日の総合教育会議の名簿がございます。先ほど町長のほうから説明がありましたが、羽鳥委員が任期満了となりまして、新たに田村委員が加わりました。また、それに伴いまして五十嵐委員が教育長職務代理者となっておりますので、よろしくお願ひいたします。続きまして、資料2に教育大綱の策定スケジュール

ルがございます。これは議題のほうで説明いたします。続きまして資料3です。こちらが、前回の総合教育会議の教育大綱案からの修正点ということで、A4、1枚にまとめてあります。次の資料4が前回10月29日の総合教育会議での教育大綱案、資料5が今回新たに提示する1月25日総合教育会議の案で、こちらは変更点が吹き出しで書かれたものです。同じもので資料6が吹き出しのない、純粋な教育大綱案となっております。資料の確認は以上でございます。では、議題のほうは町長のほうからお願いいたします。



○議 題

◇町長（角田紘二） それでは、早速議題1の玉村町教育大綱の策定についてご審議をいただきたいと思えます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

◇事務局（松田純一） では、私のほうから説明いたします。まず、お手元の資料2、教育大綱の策定スケジュールをご覧ください。本日の総合教育会議まで、7月、10月と2回総合教育会議を開催してまいりました。その中で、他の市町村の教育大綱であるとか、玉村町教育大綱案に意見をいただきまして、本日の最終的な教育大綱案の提出となっております。策定する中で、各部局における協議ということで、教育委員会側は教育委員会の中で様々な案を検討いただきまして、町長部局も事務局の総務課を中心に、町長、副町長を含めて協議を行っております。それらの意見等を踏まえたのが、今回提出した最終的な案でございます。このスケジュールの今後につきましては、今日この教育大綱の案がこちらで承認されますと、予定ですと2月に議員のほうに、議会全員協議会で総務課のほうから説明いたしまして、3月に策定、公表と。そして4月から適用というふうに考えております。なお、これと同時に並行いたしまして、この教育大綱に則った形で玉村町教育振興基本計画、または来年度の教育行政方針を今教育委員会のほうで策定しているかと思えます。以上が全体的な策定スケジュールでございます。では次に、具体的な教育大綱の説明に移ります。まず資料3に、前回の10月からの変更点が1枚にまとまっております。こちらと、必要に応じて資料4、これは前回の教育大綱案、そして資料5が今回の教育大綱案に吹き出しがついたもの、この3点を確認しながらいきたいと思えます。クリップで留まっているのは外していただいて、一緒に見ていただくとわかりやすいと思えますので、よろしくをお願いいたします。まず、前回の教育大綱案からの修正点といたしまして、一番大きな全体的事項でございます。前回提案しました教育大綱の案では、今現在玉村町が策定しております総合計画や教育振興基本計画、または毎年作成している教育行政方針を踏まえた内容となっております。そうした経緯で、基本理念や目標につきましても、それらの計画から引用していた部分が多かったのですけれども、今回新たに玉村町の教育大綱を定めるにあたりましては、既存の計画にはとらわれずに、今の時代や社会にあったものをつくっていきこうと、これからの5年間に通用するものをつくろうということで、ここが全体的な変更点でございます。それらを踏まえまして、個別の変更点の説明をいたします。まず表紙の部分です。以

前は表紙に教育理念が出ていなかったのですけれども、教育大綱の根幹となる教育理念を表紙の下段部分に表示しました。こちらは、教育大綱の根本が教育理念ということで、こちらを前面に出したほうがよいという意見が数多くありましたので、一番目立つ表紙に併記した形になります。なお細かい部分ですが、今回の教育大綱の最終的な形をつくるにあたりまして、玉村町の紋章を表紙に表示したのと、全体的なレイアウト、配置を調整いたしました。1枚めくっていただきまして、次が教育大綱の趣旨になります。前回の教育大綱案では、教育大綱を作成するにあたり、現在の社会の背景であるとか、そういった部分が細かく記述されておりました。ですが、今回教育大綱を策定するにあたりましては、現状とか背景の部分は削除いたしまして、あくまで今回の教育大綱の趣旨のみを記述するというございます。なお、前回の趣旨の中で施策についても述べておりましたが、今回の教育大綱では方針までに留めるということで、その文言を変更しました。また、スポーツの振興というのは、他の市町村の教育大綱の趣旨を見ましても、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策という部分で、スポーツも当然に含まれるということで、他の市町村にも倣いまして、あえてスポーツの振興というのをここに書かずに、このような記述になっております。次に2の大綱の位置づけでございます。前回の大綱の位置づけですが、ちょっと図がわかりづらいと。矢印はあったのですけれども、図の上位、下位の関係、またはどういう関係性なのかわかりづらいということでしたので、図を大きく変更いたしました。こちらにも書いてありますけれども、中心に今回の教育大綱を位置づけまして、町の根幹となります玉村町総合計画との整合性を図っていくと。上位、下位の計画ではなくて、あくまで整合性を図っていくという関係性にいたしました。そして、こちらは法律にもあるのですけれども、国や県の教育振興基本計画を参酌するというござ、教育大綱がつくられております。そして、この教育大綱を具体化、実際の施策まで落とし込んでいくのが、玉村町教育振興基本計画であり、毎年度定める教育行政方針ということになります。次の3番の大綱の対象期間、こちらは元号が変更になるのに伴いまして、西暦を併記いたしました。併記の仕方なのですけれども、平成31（2019）年度と、この表記の仕方は、国の教育振興基本計画が既にこういう表記で年度表記されておりますので、そちらを参考に同じ表現にしております。次の4、教育の基本理念と基本方針でございます。こちらが、前回の案から大きく変わったところでございます。前回の教育大綱の案では、教育理念と基本目標ということで、さらに目標を踏まえて基本施策という細かい部分まで大綱で定めていた形になりますが、色々な意見を参考にいたしまして、今回の教育大綱では基本理念と基本方針、そこまでを定めまして、個別の施策につきましては教育振興基本計画等に記述するという形になりました。まず基本理念なのですけれども、以前は教育振興基本計画等の既存の計画から引用した理念等もありましたけれども、今回は新たに基本理念を2つ定めるということで、こちらの2つをあげております。こちらは読み上げます。「全ての町民が夢と希望を持って理想を追求することができるよう、社会の変化に対応した教育を実践する。」、「家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働した教育を実践する。」

この2つになっております。こちらの文言につきましても、教育委員会でいただいた意見であるとか、町長、副町長との打ち合わせも行い、最終的にこの2つ表記ということで定めております。そして、今回基本目標は削除して、基本方針ということになっております。元々基本目標というのは教育振興基本計画等の計画から引用していたのですけれども、今回は基本方針ということで、全ての教育に共通する2つの方針をあげております。こちらは以前のように学校教育の目標、生涯学習の目標ではなくて、学校教育も生涯学習も共通する方針を2つあげました。読み上げます。「全ての教育(家庭教育・学校教育・社会教育等を含む)において、生きる力を育み、社会の変化に主体的に対応できる人を育成する。一人一人が生涯活躍できるよう、自己を磨き、共に学ぶ環境をつくる。」、この2つが基本方針となります。基本理念、基本方針とございまして、今後教育委員会のほうで策定する教育振興基本計画、教育行政方針において、これらに則った具体的なものが出てくるという形になっております。以上、前回の教育大綱の案からの変更点を中心に説明をさせていただきました。本日、今回提示した最終的な大綱案に対して意見を伺いまして、このままでご承認いただくか、または細かい文言等、変更して最終的に大綱とすると。小さい変更であればまだ可能ですので、意見を伺っていきたいと思っています。説明は以上です。

◇町長（角田紘二） ただいま事務局から説明がありましたけれども、今の説明に対してご質問がありましたら出していただきたいと思います。資料4、資料5ですかね。説明を除いたのが資料6になっております。その辺で、なにかご質問はありますか。あるいはご意見も含めて出していただければ。

◇教育長職務代理者（五十嵐英博） 教育大綱が5年という期間でつくられるということで、教育行政方針は単年度ごと。教育振興基本計画については、どのように考えていますか。

◇教育長（角田博之） 5年で考えています。

◇委員（齋藤玲子） 本日このようにまとめていただいたのを見せていただきまして、最初にご提示いただいたときには、どうなっちゃうのかなというのが正直なところありましたけれども、ずいぶん精査されて、文言についてもわかりやすく表記されるようになって、だいぶ最初の違和感から、それこそこういう関係性があるのだなというのがわかる形になっているのかなと。私も色々意見言わせていただきましたけれども、ここまでまとめられて、大変な思いをなさったのかなという、正直なところで、ありがとうございます。

◇町長（角田紘二） 他にはいかがでしょうか。

◇町長（角田紘二） それでは私から一つ、大綱の位置づけの所の図なのですが、矢印の大きさは何か意味があるのでしょうか。例えば、具体化というところはだいぶ太くて、大きくなっていますけれども。

◇事務局（松田純一） 太さの意味というのは特になくて、「具体化」というのが実はこれ3文字ですので、これが入りきらなくてちょっと太くなっています。もしあれでしたら、他の矢印も「具体

化」に合わせることは可能です。

◇町長（角田紘二） 意味がなければいいと思います。何か意味を持たせているのかなど。

◇事務局（松田純一） 3文字の太さに合わせただけです。

◇町長（角田紘二） それでは今のままでよいですかね、特に問題がなければ。それから、大綱の対象期間の西暦と平成の関係なのですけれども、平成35年というのはもうあり得ないわけなので、これは西暦で、2019年度から2023年度としてはまずいのでしょうか。

◇事務局（松田純一） まずくはないです。ただ、国のほうの教育振興基本計画が今年度つくられたのですけれども、その中の表記が平成30（2018）年度から、平成34（2022）年度という表記になっております。教育のこういったものに限らず、行政機関がつくる計画は基本的に元号表記、行政文書も全て元号で行っておりますので、基本は元号になるべきだと思います。西暦だけにしてしまって、まずいというわけではないのですけれども、国の文科省で作成している教育振興基本計画が同じような表記で平成34年と、今年度作成して、元号が変わるのがわかっていてあえて平成34（2022）年と表記をしておりますので、それを参酌ではないですけれども、合わせておいたほうが一番無難というのが事務局の考えです。

◇町長（角田紘二） 今年度策定したもので、平成34年というのものもあるのですか。

◇事務局（松田純一） 国の教育振興基本計画が平成30年度、今年度策定されております。今年度の夏頃だったかと思います。その中で、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度という表記になっております。

◇町長（角田紘二） 特に問題があるわけではないけれども、平成35年というのはもうあり得ないわけですから、西暦でやったほうがいいかなという感じがしますが、右に倣えということで、よろしいですかね。

◇事務局（松田純一） おそらくですけれども、5年経って見直すときには、新しい元号で、西暦は多分なくなると思うのですね。

◇町長（角田紘二） 西暦がなくなる。

◇事務局（松田純一） 町や教育委員会が出す文章の中で、元号はわからないですけれども、何々36年度からというふうになると思いますので、ここでも元号表記は残しておいたほうが、並べたときにわかりやすいかなと思います。今回の国の計画で括弧で書いてあるのも、元号が変わる一時的な措置かなと思います。

◇町長（角田紘二） 他に何かありますか。

◇教育長（角田博之） 感想のようなものなのですけれども、大変すばらしい大綱かなと思います。非常にすっきりしましたし、見てわかりやすいです。特に基本理念の所なのですけれども、先ほどご説明いただいたように、内容はどのような教育を実践するかで統一したという、私はここが玉村らしさだというふうに思いました。と言いますのは、基本理念と言いますと、色々な計画、教育に

関しても計画などでは、前回の案の基本理念の所にあつたのですけれども、「幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体、自主自律と創造性、郷土を愛する心と国際協調の精神を養う。」というように表記される理念が色々なところで多いのです。それではなくて、こういう教育を実践するのだというものが理念の中に入ってきたというのが、町としての教育に対する意気込みみたいなものをすごく感じるのです。これを見た教育に関わる者としては、よし頑張っていこうと、やっ
ていこうという気持ちが出てきます。そういう面で、社会の変化に対応した教育を実践するとか、相互に連携・協働した教育を実践すると、これが理念になっているので、私はすばらしいというふうに思っております。ありがとうございます。

◇町長（角田紘二） 他にいかがですか。

◇委員（田中美鶴） 私も感想のようなものなのですからけれども、教育長もおっしゃるように、とても見やすく、わかりやすく、個人的にはこの表紙で、大事なことが文字として書いてあるので、とてもわかりやすいですし、内容もわかりやすく、目が滑らないというか、読み込むのにちょっとと思う前に読めるというか、とてもわかりやすくまとまっているというのが感想です。色々意見を言わせていただきましたけれども、よくまとまっています。

◇町長（角田紘二） 田村委員さん、途中からであれですが何かありましたら。

◇委員（田村恭一） 皆さんが心を込めておつくりになったというのはよくわかるのですけれども、一つだけ言わせていただくと、基本方針の最後の文言です。「一人一人が生涯活躍できるよう、自己を磨き、共に学ぶ環境をつくる。」。一人一人とか自己をという、個を念頭においた文言が連なっていて、共に学ぶというのが唐突に入ってくる、そういう印象を受けました。「一人一人が生涯活躍できるよう、共に学ぶ中で自己を磨きうる環境をつくる。」くらいにしたほうが、通りはいいのかなという、これはあくまで私の印象です。そういう印象をちょっと持ちました。

◇町長（角田紘二） 今のご意見は、いかがでしょうか。これをつくった文言の意味と、今田村委員さんのほうから出されたのは「共に学び自己を磨く環境」ということですか。

◇委員（田村恭一） 共に学ぶ中で自己を磨きうる環境をつくるくらいにすると、少しはつながりが、ちょっと曖昧にはなりますけれども、つながりがよくなるかなという、これは本当に私の印象です。

◇町長（角田紘二） 主語は町というか、教育の主体である行政が環境をつくるということで、自己を磨くというのは、町民の方が自分で自己を磨きという。自己を磨けるような環境を行政がつくるということですかね。主語は同じですかね。

◇事務局（松田純一） ちょっとよろしいでしょうか。今のご意見をお伺いしまして、言わんとしていることは変わらないと思うのですけれども、言葉が変わったときですね、今の基本方針ですと、一人一人が生涯活躍できるよう、自己を磨く環境もつくるし、共に学ぶ環境もつくるというのが、今の表記だと思うのです。先ほどの委員さんの意見ですと、共に学ぶ環境の中で自己を磨くということで、ちょっとニュアンスが変わってきます。この辺は、基本方針としてどちらがよいかという

意見も伺いたいです。共に学ぶ中で自己を磨ける環境をつくるか、それとも自己を磨く環境、共に学べる環境、それぞれの環境をつくるか、その辺のニュアンスが先ほどの言葉の位置で変わってくるのかなという感じを受けました。いずれにしても、自己を磨くこと、共に学ぶ環境というのは変わらないと思います。

◇町長（角田紘二） それぞれが反するわけではないので、自分を磨いたり、それをやる中で共に学ぶということなのですね。その点に関して何かご意見ありますか。

◇教育長職務代理者（五十嵐英博） 今までの教育委員会の方針等を考えると、共生というような言葉が印象に残っています。その辺のつながりで、やはり共に学ぶというような表現になったのかなと思うのですが、個人が充実していただくだけでなく、共に助け合いながら生きていく。そのために共に学ぶということで、入ってきていると思うのです。そういうことで、先ほど言われたような関係性をきちんと出すのではなく、並べておくのもよいのかなと。文のつながりで、はっきり関係性を打ち出した方がよいのか、難しいところですが。

◇町長（角田紘二） 今までの策定の過程において、このような形になったものですから、とりあえず田村委員さんこれでよろしいでしょうか。

◇委員（田村恭一） 理由があるのであればこれで結構です。

◇町長（角田紘二） それでは、今の「一人一人が生涯活躍できるよう、自己を磨き、共に学ぶ環境をつくる。」ということできたいと思います。他にはありますでしょうか。

（ 意見なし ）

◇町長（角田紘二） 教育大綱に関しては、これでご理解いただいたということでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

◇町長（角田紘二） 他に何かありますか。

◇事務局（松田純一） 先ほど皆さんにご了承いただいたということで、今後は先ほどのスケジュールに則って最終的な策定のほうまで事務局のほうで進めさせていただきます。ちょっとこの場を借りて皆さんのご意見を伺いたいのですが、今回この教育大綱を策定いたしまして、他の市町村と同じように、こういった大綱を策定しましたと町のホームページ等で公表し、または教育委員会のほうではこの大綱をもとに教育振興基本計画、教育行政方針を展開していくということになります。教育大綱をせっかく策定しますので、メインの基本理念ですとか、これを教育現場であるとか、これから5年間の基本となりますので、町民といかに共有して、玉村町はこういう基本理念でもって教育に取り組むのだよというのを共有していけるか。そのPRの方法であるとか、理念をホームページに出して終わりだよというのではなくて、町民または教育現場で共有できる今後の展開について、ご意見等があればお願いしたいと思います。

◇町長（角田紘二） 今まで議論したところから、このような教育大綱の案をまとめてつくるまで、

私どもも総合教育会議の中でなされてきた議論を踏まえて、これができあがったということでありませけれども、これをホームページとか印刷してできましたということで、私は目的が達成されたわけではないと思うのです。これをいかに学校教育あるいは住民の方にお示ししてご理解いただいて、実際の中でこの大綱に従うというのですか、玉村町の理念というのはこういう事を基本に教育しようとしているのだということ、実際に取り入れて生かしていただくために、どんなことをしていったらよいのかということで、何かその辺に関して、こういうのはどうだとか、こういう方法でやったらどうかというのがありましたら出していただきたいと思います。一般的にはどのようになりますか。教育大綱をホームページに載せるであるとか。

◇事務局（松田純一） 他の市町村が一般的にやっておりますのが、さきほど言ったホームページやパンフレット系ですね、それらを配る。もちろん、これからつくる教育振興基本計画や教育行政方針にも、一番頭にこういう基本理念に基づいてやっていきますというのは、必ず入ると思います。あとは、それをいかに伝えていくかと。一般の町民は町がどういう理念に基づいて教育を行っているのかに、ふれる機会がそんなに多くないと思いますので、せっかくなので町がこういう基本理念に基づいて今後5年間やっていくのだというのを、知ってもらいたいというのはあります。ただ、他の市町村を見ても、それ以上踏み込んで何か具体的な施策をやっているというのは、調べた限りではないのですけれども。教育現場における意見等もあれば。

◇委員（齋藤玲子） ちょっと思いついたのですけれども、町の広報誌がありますよね。広報誌の特集で「教育大綱定まる」とか、一面の所、よく予算とかがある所で、ある意味大々的に町の教育大綱がこう決まりましたよということで。今まで検討を重ねてきた結果として、こういう形にできましたというのを。インパクトを持たせて、ただできました、こうですというのではなくて、少し盛り込んだような感じで、町民の皆さんに印象を持っていただけるように。例えば回覧板で1件1件に配ったとしても意味がないのです。広報誌を見るかというのもあるのですけれども、一番町民に対して町の行政サイドは色々な広告をするのは広報誌かなと思うので、1回は出すべきだと思います。

◇町長（角田紘二） 広報に特集のようなものですね、少し内容を入れて出すと。これは事務局が出すということでよろしいですか。

◇事務局（松田純一） はい。

◇町長（角田紘二） 他には何かありますか。ホームページもこれに関連してくるのですが。

◇委員（齋藤玲子） ホームページというのは、見ない世代は全然見ないですね。ホームページは町だけじゃなくて、もっと大きな情報として、例えばホームページ開いて、余所の人が見るのにはいいのですけれども、意外と町民は自分の町のホームページは見ないのかなと思うのです。

◇教育長職務代理者（五十嵐英博） 基本理念の2つ目で、「家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし」ということで、大綱を議論する中で、家庭というのを最初に出したわけですね。「学校・

家庭・地域」だったのが「家庭」を一番前に出したということで、深い議論はなかったのですけれども、今家庭の教育力が落ちてきていると、児童虐待等の事件も頻繁に起きているし、女性活躍でお母さんが今まで子育てできた環境から働けと。しかも保育所等を充実させるから、とにかく早く働けというような社会になってきて、家庭の教育というのがおろそかになっている状況が生まれてきているわけですね、今まで以上に。そういう中で、玉村町は特に家庭を前面に出したということは、そういう流れの中で少しでも家庭教育の重要性をもう一度考えてもらって、さらに学校、地域がいかに関わり合っていくかという。今までも連携、連携って、言葉で色々な所で色々な町が言ってますけれども、本当に連携というのは難しいと思うのです。それを玉村町はどのように連携していくか、重要なポイントになってくるのかなと思います。そういう意味で教育は学校だけが担うものではなくて、家庭、地域それぞれがどのように連携していくか。そういう呼びかけ、連携が大事なのですよという。具体的にどういう連携でやっていくのかというのは、これから具体化していくわけですが、大事ですよという発信ですかね、みんなで考えてやっていきましょうと。家庭は家庭なりに、学校は学校、地域は地域で。そういう機運を盛り上げていくことが大事かなと思います。

◇町長（角田紘二） 具体的にそういうことを、どこで理念を示していくというようなことはありますか。例えば特集の中で、そういうことを書くとか。今回の教育大綱はこういうことを重視して基本理念を定めたのですよということを、注釈などをつけないと、なかなか意味するところが、今五十嵐委員さんが言われたようなことが伝わっていかないかもしれないし、具体的に何をやるのかというところに結びついていかない。それは広報で特集するときに考慮しますかね。他には何か、活用といいますか、どういうふうにしていくというのがあれば。

◇委員（田中美鶴） まず、こういうものができたということが、目にふれたらいいかなと思ったので、例えば図書館とかは小さいお子さんを連れてお母さんとかも行ったりますし、いろんな方が行くのですが、細かいことはわからなくても、例えばこの表だった部分だけでも、ポスターでもないのですが、何か目に付くようなものがあると、回数を運ぶとこれなんだろうと目にとまって、最初はなんだかよくわからなくても、「玉村町って、夢叶える教育のまちってうたってるんだ。」という意識付けとか段々されると、何かの折りにこういうのが出てきたり、教育行政方針とか目にする機会がある方は、ここにつながっていくのかというのが、段々と刷り込みじゃないのですが、目にする機会が多ければ意識してくれる方も増えていくのかなと思いました。家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たすという言葉もありますので、そういう目にふれる機会があるといいかなと思いました。

◇町長（角田紘二） 庁舎の前ののぼりをかけるとか。

◇委員（田中美鶴） あまり重い感じだとあれなのですけれども、「夢叶える教育のまち」というのを「そうなんだ」と思う方がいらっしゃるかなと。若いお母さんとか。そうすると、「玉村ってそうなんだ」という意識を持ってもらえるといいかなと思いました。

◇町長（角田紘二） 他にはいかがですか。

◇教育長（角田博之） 田中委員からもあったのですけれども、やっぱりこういう大綱をつくりましたよというのを周知するというか、4月からはこうなりますよというのを。そのために、広報もそうですけれども、ホームページもそうですし、色々なところで「夢叶える教育のまち たまむら」もそうですし、特に基本理念の2つですよね。この2つを色々な形で町民の方に見ていただくということですね。教育委員会関係では、例えば学校でいえばPTAの総会とか、あるいは学校評議委員会、地域学校協力者会議というのがありますし、また生涯学習のほうでは色々な講座をやっています、色々な町民の方が参加しています。そういう所でも、例えば資料の所に必ず「夢叶える教育のまち たまむら」とか、あるいは理念の2つを入れるとか、そしてちょっと担当のほうからそれについてふれてもらうとかですね。そういうことで、色々な機会にPRすることができると思います。町長部局でも色々な課で色々な方々を集めたりする機会がたくさんあると思いますので、そういう所でも、時間もそんなにとれないでしょうけれども、PRしていくというふうにしていけば、玉村町はこういう教育を目指しているのだということが、町民の方々に伝わっていくのではないかと思います。それぞれの場で、うちとしては何ができるのだろう、家庭として何ができるのだろう、地域として何ができるのだろうかということ、考えてくれると思うのです。考えて、それを提案する場づくりも大事になってくると思います。具体的に何をするかというのは、そんなにすぐに実践はできないかもしれませんが、こういう事ができるのではないかということが、少しずつ出てくるのが、この理念に基づいてやっていき、「夢叶える教育のまち たまむら」が実現していくことに結びついていくのではないかと思うのです。5年間という期間を設けているわけですので、1年目からどうのこうのではなくて、5年間を視野に入れた大綱ということでやっていけばいいのではないかと。もちろん、教育委員会といたしましては、教育振興基本計画さらには教育行政方針のほうで、色々な形で、家庭も関わりますし、学校はもちろん地域も関わりますし、色々なところが具体化、そして実践化に結びつけることは可能でありますし、またそれをしなければいけないというふうに思います。特に、理念の一つ目です。社会の変化に対応した教育、これはまさに今求められていることでもありますし、家庭・学校・地域の連携・協働ということで、五十嵐委員からもありましたように、これは前々から言われていることなのです。でも、なかなかそれぞれの役割を果たせていない部分がずっとありましたし、連携とは言っても、なかなか連携できていない部分もあったと思います。ただし、今後の5年間というのは、そのことが一番大事なのです。これを前面に出している玉村町なのですよということを、色々なところでPRしていくということですね。その機会というのは、考えればいくらでもあると思います。できることは何でもやるのが大事かなと思います。

◇町長（角田紘二） ありがとうございます。やり方は、それぞれのところでまた出していただき、検討していただくということによいかと思いますが、例えば卒業式とか入学式で校長室に案内され

ますと、歴代の校長先生の写真が飾ってあり、こういう方が校長先生として努力なされたというのを教えていただくのですけれども、それを同じように校長室に額で玉村町の教育大綱ということで出して、色々なお客様が、校長室だけでなくもいいのですけれども、こういう教育大綱のもとに教育をやっているのだということがわかりますので。そういう一つの、それぞれ学校や現場において色々な方法でやっていただくのは基本ではありますけれども、学校の中に、校長室ぐらいにはきちんとしたものを備えていただくのもいいのではないかと。それにはそれなりのお金もかかったりするものですから、今予算の時期でありますので、そういったものを出していただければ、小学校、中学校、幼稚園とかですね、校長室などは必要かなと考えております。あとは、言葉だけではなく、その含んでいる意味を理解していただくということが必要だと思います。教育委員会のほうで、校長先生の研修会等もあるかと思えますけれども、その中で今回の大綱の意味をご説明いただけるようなことも考えていただいて、各会合の中で説明する時間を持っていただくようなことをやっていただくと、一層意味合いが伝わるかと思えますので、その辺は学校教育課を中心に考えていただきたいと思えます。また委員の方々の中で何かありましたら、出していただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◇町長 (角田紘二) では、教育大綱についてはよろしいでしょうか。2番その他ということ、何かありましたら。事務局は何かありますか。

◇事務局 (松田純一) 事務局からは特にございません。

◇町長 (角田紘二) 他にはありますか。

◇教育長職務代理人 (五十嵐英博) 教育大綱ができて、これから具体化されていくということよかったですと思うのですけれども、去年から教員の長時間労働の問題がだいぶクローズアップされています。私は10年以上前に南中で、とにかく教員が疲れている、こんなに疲れていていいのだろうかということで、平日に部活が休みの日をつくろうという方針のもとに、子どもの学力も心配だったので、底上げを図ろうということも兼ねて、水曜日は部活なしで放課後学習を全校でやろうと、職員会議に提案しました。その時に色々議論したのですけれども、最終的に教員は部活をやめるとは何事かと。教員の反対で部活はやめられませんでした。放課後学習はやらせようということで、5時近くまで放課後学習して、5時過ぎたら部活という今までの流れになってしまったのですけれども、ずっと教員の多忙には関心をもっていました。たまたま去年の国の調査で小学校教員の30%、中学校教員の60%が過労死ラインを超えているというのが具体的な数字で表れたことで、私はずっと見てきたものとほぼ同じ実態だったわけです。そこで、10月から11月にかけて、教育委員会の定例会で、国のほうで約束や通知等が出て、さらに県からも出ているわけですが、具体的に玉村町の実態はどうなのかと、そういう方向を目指すのかということで質問したり、係長等に説明してもらったりして、かなり具体的に取り組んでいるなということがわかったわけです。教員

の仕事はとにかく、私がやめる頃よりもさらに肥大化しているというような実態が明らかになっています。そういう中で、会議の精選とか、教員事務の効率化等、色々な努力をしているという実態はわかったのですが、そう簡単に教員が抱え込んでしまった仕事を少なくするということはできないのではないかと。継続的に何年にもわたってやっていかなければならない問題だなという認識を持っています。そういう中で、学校で教員が抱えている仕事の中で、さらに人間を増やしてやってもらうことができれば、こんなよいことはないだろうと。部活動指導員を今入れてきているところが増えてきております。それから、教員の単純作業、色々な事務的なこと、印刷事務等を含めた単純作業、直接子どもと関わらない部分については、他の人間ができるということで、スクール・サポート・スタッフという、そういう人間が入ることによって、先生の負担が減り、直接子どもに関わる仕事ができる、それほど疲れ切らない教員が子どもに向かうということで、非常によいことだと思っています。今後、そういう人的な意味で充実されれば、教員の多忙も解消になるのではないかと考えています。予算等の時期で、人間を入れるとなると予算もかかることですので、町長さんが本当に一番大きく関わってくるとお思いますので、新年度さらに何年か長期の見通しで、教員の負担軽減ということで町のほうも考えていただければと思っています。以上です。

◇町長（角田紘二） 多忙の問題は、今教員だけではなく、働き方改革など色々な動きがでていっているわけですが、去年か一昨年に聞いたときに、確かに部活とか日常の業務で残業等、夜遅くまでやっているとのことでした。それらを理解する一つの客観的なデータとして、勤務表ではなくタイムカードをやっていたかという話をし、今年度からやっていて、私もそのままになってしまっているのですが、医療の現場なども最初はタイムカードで一律にやられても、実態はもっと大変であり、例えば日曜日に家にいても頭から患者のことが離れないとか言われていたのですが、やはりきちんとした時間を出して、労基法で月100時間以上は内容をチェックして産業医の指導を受けるとか、3ヶ月続いて80時間以上の残業があっても注意が必要という事があって、内容は別として実際の労働時間がどれくらいであるのかという客観的なデータがないと、大変だ大変だと言われていても。実際はどうなのですか、玉村町の小学校、中学校であるとか、部活をやっている先生、やっていない先生とか、どの程度残業をされているのか。

◇学校教育課長（大堀泰弘） 公表はしておりませんが、残業、勤務時間の報告を受けております。集計も行って、中には100時間を超えている者もおります。

◇町長（角田紘二） それに基づいて、原因を分析したり、改善を促すとか、そういったことはやっていますか。

◇学校教育課長（大堀泰弘） 80時間を超えた場合は、校長や教頭先生に残業を確認して指導してもらっています。指導しますと、翌月は少し減るという状況がありますけれども、時間外が多い教員に対しては指導をしている状況です。

◇町長（角田紘二） タイムカードを導入してやっているわけですから、その結果をどういう形で分

析したらよいのか、私もすぐにはわかりませんが、個別の人とか学校別とか、一般にわかるような形で。プライバシーに配慮して、今部活動をやっている先生は、どれくらい残業をしているのかとか、あるいは、たくさん残業している人はどういった内容でやっているのかなど、内容別なものも分析されていきますと、先ほど五十嵐委員さんが言われたような部活の指導補助なのか、あるいは軽作業をするスタッフを入れるのかという、理由が明らかになってくると思うのです。町の予算も非常に硬直化といいますか、97.1%は一般財源が今までのもので決まってきたので、2.9%しか余裕がないわけですし、それをどういうふうに振り分けるかということで、今ヒアリングをやっているわけなのです。そういう状況を考えますと、人を配置するというのは1年でそれが終わりというわけにはいかなくて、むしろ年々充実していくという先ほどのお話にもありましたように、長期ビジョンの中でやらないと、問題の解決にならないだろうと思います。私も理解はできますけれども、実際の数字でもって、例えば労基法の基準でいえば80時間というのは3ヶ月続くとあれですし、そういう形でどうなっているのかということを出していただきたいという感じがします。ある程度数字でもってこのくらい大変だということを出して、私も理解はしているつもりですけれども、実際にどういう予算をつくるのかということには、実態に即したような形で検討させていただきたいというふうに思っております。それから、先ほど五十嵐委員さんの話にもありましたけれども、国として部活動を週3回休むと、国の補助金を出すというのが、つい昨日あたりにインターネットに出ておりましたけれども、週休3日の部活を取り入れた学校には、国で補助員の費用ですかね、出すというのも出てきておまして、国も新しい取り組みに対して具体的なお金で補助していくというのも出てきておりますので、町での単独事業ということになりますと、なかなか大変な面があるのですけれども、国とか県の負担があると、非常にやりやすいのですが、その辺もぜひ取り入れて、考える材料にしたいと思っておりますので、情報をぜひ早めにつかんでいただきたいと思います。先ほど話が出ましたように、町全体が右肩上がりで収入が伸びれば支出のほうも色々なことができるのですけれども、収入がなかなか伸びないという状況の中で、来年度予算を今編成しているところですので、五十嵐委員さんの話は理解させていただいておりますけれども、現実にはちょっと検討させていただければと思います。他には何かありますか。

◇委員（齋藤玲子） 町長のお考え、意見はごもっともなことで、改めて承知させていただいたのですが、我々の立場は教育委員ということで、教育現場で少しでも何かの改善ができるのかということを考えさせていただいているところです。先ほどの五十嵐委員のご発言の中で、部活動指導員とかスクール・サポート・スタッフについては、現在玉村中学校に1人ずつ配置があるということ具体的に伺ったのですけれども、部活について小学校は必要ないので、今2校ある中で玉村中学校に配置されている。その事情については詳しくわからないのですけれども、同じように南中学校も部活をやっているわけですので、その所の町の仕方というのが。別に不公平だとか、そういうことを言っているわけではないのですけれども、できれば何とかなればいいなと。もちろんスクー

ル・サポート・スタッフについても、同じように玉村中学校に配置されているというので、若干規模の違いはあるけれども、教員の多忙というのは変わらないわけで、どういう基準でそちらに配置されたのかはわかりませんが、いずれにしろ人を増やすというのは予算、お金がかかるということは重々承知しているのですけれども。町だけの予算で難しいという状況は、先ほどの説明でよくわかっているのですが、なんとかそういう部分を改善していただければ。願いを込めて、同じ意見ではあるのですけれども、町長に再考していただければという考えで発言させていただきました。

◇町長（角田紘二） 町の予算自体は、経済産業ですとか他にも色々ありますので、学校教育課長が代表して教育委員会の予算を出しているということでもありますので、それに従っていただきたいというふうに思います。今の南中学校の問題も、学校教育内部の話でありますので、そちらのほうで解決していただきたいと思います。私がどうこう言える問題ではありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇教育長（角田博之） 自助、共助、公助とよく言われますけれども、まずは自助の所で自助努力をするというか、忙しいのであれば何が忙しいのかということ、教員一人一人が考えなければならぬ時期なのだろうと思います。実際にタイムカードを導入していただきましたので、自分の勤務時間に対する意識というのは確実に高まってきております。今まではそれが全くなかったわけですから、悪くいえば無頓着というか、そんな状況でした。私自身もそうでしたけれども。それが、自分自身の仕事について教員が考えられるようになったということが、タイムカードのよかったことかなと思います。それから共助ということで考えると、学校全体として業務を減らすとか、会議を減らすとか、研修を減らすとか、そういう努力をしてくれております。学校によっては、業務改善委員会という委員会を設けて、業務改善をやっています。公助の部分でも、人をつけていただき、そういうことをやっておりますので、自助努力、共助、公助も含めて、そういう所からやっていく必要があるのだと思うのです。自助だけではだめですし、共助だけでも、公助だけでもだめだと思います。それぞれの所で努力することによって、教員の長時間労働を少しでも減らすことが大事なのかなと思いました。

◇町長（角田紘二） 他にありますでしょうか。

（ 意見なし ）

◇町長（角田紘二） とりあえず、その他で色々出していただきましたが、私のほうから一つ。この総合教育会議というのはオープンになっておりまして、会議録を公表することになっておりますので、傍聴人はおりませんけれども、会議録をつくりまして総務課の事務局から出したいと思ひますので、ご了承いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○閉 会

◇町長（角田紘二） それでは、第3回玉村町総合教育会議は、これで終わりにしたいと思ひます。

ありがとうございました。

午後4時17分閉会

ここに署名する。

町 長

教 育 長